

【北の国から】春国岱(根室市)のエゾシカ(令和2年8月社員撮影)

「コロナ禍における施設運営や7月豪雨被災のお見舞」

今年が多難な上半期となりました。年明けから拡大した新型コロナウイルス感染症は一向に収束する見通しは立たず、また「令和2年7月豪雨」等の自然災害が発生しています。

ここに感染症に罹患され、また災害に被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

弊社といたしましては、損害保険を通じて皆さまの施設運営に少しでもお役に立てるよう適切な補償プランのご案内や、事故防止に向けたご提案に取り組んでいく所存です。

さて、本号はコロナ禍における施設運営等の記事を取り上げる一方、自然災害対策や施設運営上のヒントとなるコラムも掲載いたしました。ご参考にしていただければ幸いです。

今後も弊社は「安心と信頼。～お客さまに選ばれる代理店～」を目指してまいります。

引き続き変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

株式会社 福祉施設共済会 代表取締役 藤崎 誠一

お知らせ

令和1年度復興支援義援金寄付について

弊社では被災地の復興義援金として、日本赤十字社を通して、8件に総額90万円を寄付させていただきました。

- 「令和元年 台風第19号 災害義援金」
- 「令和元年 台風第15号 千葉県災害義援金」
- 「令和元年 8月 豪雨 災害義援金」
- 「平成30年 北海道胆振東部地震 災害義援金」
- 「平成30年 7月 豪雨 災害義援金」

も く じ

ご挨拶・お知らせ	1
《WAM トピック》コロナ禍における介護事業経営の現状と今後の展望	2
《気になる数字》数字で視覚化 4要素 ～コロナ禍におけるメンタルヘルス対策～	3
《弁護士の眼》ドーナツ誤嚥刑事事件に学ぶ	4
《災害対策最前線》水害発生に備え、タイムラインで事前準備を!	5
《column 1》介護事業所のコロナ対策	6
《column 2》社会福祉法人における健康経営について	7
《オアシス通信アンケートの結果について》2020年1月実施アンケートの結果報告	8

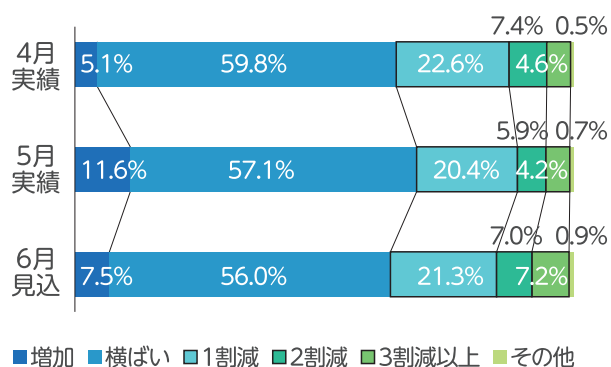
独立行政法人 福祉医療機構 経営サポートセンター リサーチグループ 内記 恵和



新型コロナウイルス感染症拡大の影響（以下「コロナ禍」）による医療機関の経営の厳しさを報道等でよく目にしますが、**介護施設・事業**の経営もまた大きな影響を受けています。

福祉医療機構では特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人を対象に、「社会福祉法人経営動向調査（新型コロナウイルス感染症の影響等に関する特別調査）」（以下「本調査」）を実施し、経営状況を継続的に調査しています。現時点でまとめた**第1四半期**の状況は、特別養護老人ホームのサービス活動収益について、4月は34.7%、5月は30.5%の施設で減収（前年同月比）、6月も35.6%の施設で減収見込みとなりました（次表）。

サービス活動収益の変化の構成割合
（前年同月比）



注) 数値は四捨五入しているため、内訳の合計が一致しない場合があります。

特に、短期入所や併設の通所介護が影響を受けており、サービスの全面あるいは一部停止（新規受入れ停止や時間短縮）や利用控えにより、5月は短期入所で44.2%、通所介護で60.4%の施設で減収（前年同月比）となりました。また、施設入所でも、医療機関と家庭からの入所受入れが、どちらも約2割の施設で減少しており、利用率の低下がみられます。医療機関等からの入所予定者と面接を実施できない、または控えている、病院の地域連携室との連携が不足しているなどの課題があるようです。

こうした厳しい収支状況のなか、介護施設では、感染対策をとりつつ運営をしなければなりません。主な対策として、本調査ではつぎのような事例があげられました。

- ・利用者の接触機会の軽減…面会制限、オンライン面会、入所利用者と通所利用者の接触回避、レクリエーションの少人数化など
- ・職員の接触機会の軽減…入所・通所担当職員の空間分け、休憩・飲食時等のソーシャルディスタンスの確保、プライベートにおける行動自粛の呼びかけ
- ・資材確保…調達ルートの複数化、災害用備蓄の活用、他法人との情報共有

これらの対応は、感染が拡大するなかでの短期的かつ緊急的な取組も多く、職員の負担も少なくありません。このまま収支状況が厳しいなか、職員の負担やコスト増を伴う対応を続けることは経営上難しいでしょう。今後の事業経営には、コロナ禍のリスクを含めた中長期的な視点で、収支に加え職員等の負担も考慮しバランスを取ることが求められます。本調査結果からみえてきた、今後の介護事業経営に必要な視点をあげてみます。

- ・医療機関やケアマネジャーとの打合せや情報共有のオンライン化、医療機関との発熱者等発生時のルール作りなど、安心して連携できる仕組み作りによる利用率の安定化
- ・業務負担の軽減や接触機会の減少につながるICTや介護ロボットの一層の活用（ただし、介護の本質は人による介助にあり、ICTなどが人の代替となるのではなく、むしろ周辺業務や事務部門、外部業務においてその活用が期待されます）
- ・コロナ禍を踏まえた介護人材の採用・定着に有効な取組の推進

これらは、必ずしも目新しいものではなく、今まで示されてきたことが、コロナ禍により改めてその必要性がいっそう高まったともいえます。関係機関と連携し、職員の安全・安心を守りつつ、継続的にサービスを提供する体制を構築することが、感染対策の面だけでなく経営持続性の面からも求められています。

（介護人材については、コロナ禍の影響を受けた直近の状況を調査する予定なので別の機会に触れたいと思います。）

気になる数字

数字で視覚化 4 要素

この数字は何を表しているのでしょうか？

～コロナ禍におけるメンタルヘルス対策～

MS&ADインターリスク総研株式会社

リスクマネジメント第四部 医療福祉マーケットグループ テクニカルアドバイザー 高澤 壽子

冬に向けて新型コロナウイルスのさらなる感染拡大が懸念されるなか、日々現場で対策に取り組まれている施設管理者、職員の皆さまに心から感謝と敬意を表します。事態が長期化するなか、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)流行下におけるメンタルヘルス対策指針 第1版」(日本精神神経学会他)では、メンタルヘルスへの影響を受けやすいハイリスク者として介護従事者、感染症対策従事者が指摘されており、実際多くの施設で職員のストレスが顕在化しつつあります。

本コラムでは、日本赤十字社による「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に対応する職員のためのサポートガイド」を参考に、施設管理者が職員のメンタルヘルスへの理解および支援体制を強化するためにできる取り組みについて取り上げます。

同ガイドでは、「こころの健康を維持するための4要素」を切り口に、施設管理者が職員のためにできることを表1の通り示しています。この中では職務遂行の基盤として、施設全体で正確かつ最新の情報を共有し、適切な感染予防策を行うことが、メンタルヘルスにおいても重要なこととして記載されています。また、新型コロナウイルス対応者のメンタルヘルスの特徴として、他人と情報を共有しにくく業務に対する承認が得難いこと、そして人々の感染に対する恐れから差別や偏見が生じ、孤独感が強まりやすいことも指摘されています。そのため、状況を理解しやすい施設管理者が、職員を認め、ねぎらうような関わりが重要と言えるでしょう。

表1. COVID-19 対応者のためにそれぞれの立場でできること(一部抜粋) 日本赤十字社

こころの健康を維持するための4要素	施設管理者が職員のためにできること
職務遂行基盤 (スキル、知識、安全)	・最新情報の提供・発信 ・COVID-19対応者が感染防御に関する知識・技術を身につけるための仕組み作り ・巡回(ねぎらい・承認)
個人のセルフケア	・ストレス対処法・セルフケアの方法の発信
家族や同僚からのサポート	・職員へのねぎらい ・対応した部署全体に対するフォロー・声掛け
組織からのサポート	・病院として一丸となって取り組む宣言(家族へも協力を求める) ・体制づくり(業務・担当・ローテーション等) ・守秘義務の徹底 ・家族支援窓口の設置 【活動後】・労務管理：濃厚接触者に対する健康観察期間への支援、復帰調整 ・精神保健支援：個人面談・相談窓口の紹介(内部・外部) ・生活支援：健康観察期間を過ごす場所の提供等 【本人に陽性反応が出た場合】・本人と家族への配慮・対応

最後に、施設管理者は職員も支援が必要なメンタルヘルスのハイリスク者であることを認識し、施設全体で相談しやすい環境を作り協力し合うことが、感染対策を継続していく大きな力となります。まずは、職員に対する声掛けを積極的に行ってメンタルヘルスの維持に努めるとともに、不調時の対応策も強化することで、より安心して働ける環境の整備等も行い、この冬に備えてはいかがでしょうか。

弁護士の 眼

ドーナツ誤嚥刑事事件に学ぶ

法律事務所おかげさま

弁護士・ホームヘルパー2級 外岡 潤(そとおか じゅん)

◆プロフィール

東京大学法学部卒。09年、介護・福祉のトラブル解決を専門とする「法律事務所おかげさま」を巣鴨に開設。転倒・誤嚥等の介護事故を数多く手がけ、年間100件以上のセミナーをこなす。著書に「裁判例から学ぶ介護事故対応」(第一法規)等多数。



長野県の特別養護老人ホームでドーナツを食べた入所者が死亡し、准看護師が業務上過失致死の罪に問われた裁判で、7月28日、東京高等裁判所は一審の有罪判決を取り消し、無罪を言い渡し、後日確定しました。

本件のような誤嚥事故は、民事事件として賠償義務が問題になりこそすれ、刑事事件として現場職員が名指しで吊し上げられることはこれまで無く、前代未聞の事件でした。今回は高裁で無罪とされた根拠と、本件から得られる教訓をお伝えしたいと思います。

弁護士の眼

一審判決では、「利用者に配慮おやつ形態を確認する義務を怠ったこと」を理由に、業務上の注意義務に違反したとしました。

その前提として、ドーナツを配ることで窒息死に至る危険性について「本件施設の利用者に間食の形態を誤って提供した場合、誤嚥、窒息等により、利用者に死亡の結果が生じること」としたのですが、高裁判決は次の様に判示しました。

「(一審が認定した予見可能性は)要するに、特別養護老人ホームには身体機能等にどのようなリスクを抱えた利用者がいるか分からないから、ゼリー系の指示に反して常菜系の間食を提供すれば、利用者の死亡という結果が起きる可能性があるということにまで予見可能性を広げたものというほかない。

しかし、…上記のような広範かつ抽象的な予見可能性では、刑法上の注意義務としての本件結果回避義務を課することはできない。…本件では、被害者に対する

本件ドーナツによる窒息の危険性ないしこれによる死亡の結果に対する**具体的な予見可能性を検討すべき**であるのに、原判決はこの点を看過している。」

その上で高裁は、「死亡した利用者は事故の1週間前までまんじゅうなどの常菜も窒息することなく食べることができていたのであるから、ドーナツを食べることで死亡することは具体的に予見できなかった」とし、無罪としました。

以前もこのコラムで解説しましたが、太字部分にある通り、過失の有無は「具体的な予見可能性の有無」で判断されます。更に言えば、民事事件と今回のような刑事事件では過失認定のハードルは大きく異なるものであり、刑法上の注意義務の方が圧倒的に厳格に審査されるものです。ところが一審は、「誤って配られたドーナツを食べて死亡した」という結果ありきで予見可能性を曖昧にとらえ、有罪としてしまいました。

この認定メカニズムは基本的かつ初歩的なものであり、そもそもこのような逸脱した認定をした一審、ひいては本件を有罪相当として無理やり起訴した検察や警察機関自体に、大きな問題があると考えます。

読者の皆さまも是非、この取り組みに興味を持ち、何らかの形で参加して頂ければと思います。

〈教訓〉

本件の教訓として、「おやつも食事の一部であり、誤嚥リスクコントロールを徹底すべし」ということが挙げられるでしょう。「おやつだから、好きなものを食べていい」といった、油断が現場に無いでしょうか。

本件では、おやつ形態をドーナツからゼリーに変更することにつき、介護職間での申し送り書に記載はあったものの、たまたまヘルプに入った准看護師はこれをチェックしていなかったという事情がありました。このミスを刑事事件にまで仕立て上げることは逸脱していると思いますが、食事前は準備で慌ただしいので、だからこそ全員で共有すべき情報は、配膳前に都度確認するよう習慣づけたいものです。

水害発生に備え、 タイムラインで事前準備を!



あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 マーケット開発部 市場開発室 後藤 康宏



1. はじめに

令和元年に発生した東日本台風や房総半島台風は、日本列島に甚大な被害をもたらし、大きな爪痕を残しました。東日本台風では大雨の影響で、広い範囲で河川の氾濫が相次いだほか、人的被害や住宅被害、電気・水道・道路・鉄道施設等のライフラインへの被害が発生しました。また、房総半島台風では千葉県を中心に19地点で観測史上1位の最大風速の記録を更新するほどの暴風の影響で、電柱の倒壊や倒木が相次ぎ、最大約934,900戸で停電が発生したほか、大雨の影響で浸水害や土砂災害が発生しました。近年、豪雨・台風による災害は恒常的に発生しています。

弊社作成の『災害タイムライン～風水害サポートブック～』が皆さまの水災対策の一助になれば幸いです。

2. タイムラインと事業継続計画(BCP)の関係

タイムラインとは、災害時に発生する状況をあらかじめ想定し共有した上で、「いつ」「誰が」「何をするか」に着目して、防災行動とその実施主体を時系列で整理した計画です。(防災行動計画とも言います。)

企業の自然災害などの緊急事態への備えとして、『事業継続計画(BCP:Business Continuity Planning)』が広く知られています。このBCPの策定は企業にとって重要な位置付けとなっていますが、策定のハードルが高く、策定率は中小企業全体の約30%しか進んでいません。一方、この度ご案内をさせていただく『災害タイムライン』は、「簡単に」作成することができ、高齢者・障がい者支援・保育施設固有の行動計画を盛り込んでいるため、「実効性が高い」というお声をいただいております。

『災害タイムライン』は災害前～災害発生時の行動を示すことで被害を最小限に抑えるもの、『BCP』は災害発生時～災害発生後の事業継続や復旧を図るものとして整理していただき、双方の作成を進めて下さい。

3. 災害タイムラインの特長

『災害タイムライン～風水害サポートブック～』は、風水害にフォーカスし、発生前の準備と発生時の対応・行動をまとめています。

以下、『災害タイムライン～風水害サポートブック～』の特長を記載します。

①事前準備ができる

風水害は地震と異なり、事前に発生することが予測できます。そのため、事前準備をしっかり行うことで、適切な対応をすることができます。

②“今、何をすれば良いかがわかる”ため、 実効性が高い

事前準備から台風接近、警戒レベルごとに、段階に応じて具体的にすべきことがわかります。

③わかりやすい

状況(警戒レベルなどの段階)に応じて、「チェック」「回覧」「掲示」といった職員への情報伝達手段がページごとに表示されており、スムーズな情報伝達ができます。

『災害タイムライン～風水害サポートブック～』を職員や利用者の命を守る手段の1つとして、是非ご検討ください。

本誌にご興味ございましたら、福祉施設共済会までご照会ください。



社会福祉法人いわせ長寿会 法人本部長 関根 徳雄 (せきね のりお)

※社会福祉法人いわせ長寿会はメディカル・マネジメント・プランニング・グループ(MMPG)の会員税理士の関係法人です。所在地は福島県須賀川市、設立は2007年11月。特別養護老人ホームいわせ長寿苑の他、各種介護事業を経営。「共に生き分かち合える毎日」を理念としています。



世界的なコロナ禍による地球規模の全ての停滞により、各国は空前の財政負担による対応を余儀なくされています。長期化が予想されるこの閉塞感は、私達介護事業者にも重くのしかかり、大いなる覚悟が求められています。福祉・介護・医療という事業は現状のような災害下において、最も過酷な影響を受ける社会的弱者を支えるインフラとして決して止めることができません。皆さん、絶対に諦めないという使命感と決意をもって、日々の業務にあたられていることと思います。

いわせ長寿会では特養、短期入所、通所、訪問看護・介護、居宅の6事業を運営しています。介護事業者としてのコロナ対策は様々な方面より示され、各々の事業においてマニュアルやBCPの作成などがなされていると思いますので、本稿においては当会の経営的な対応についてご紹介してみようと思います。

『最悪を想定し、楽観できる心を忘れない』これは10年前の東日本大震災発生時に、当方の理事長より示された私達のあるべき“心構え”です。原発事故の時、当会は一人の入居者も欠くことなく、約50キロ離れた旅館への移転を想定していました。必要に応じて放射線の影響を考慮し随行する職員と現場で“解放”する職員の区分を行い、必要な備品と移動手段を自前で用意していました。その後、原発周辺の同業施設

入所者を受け入れることとなり実際に移転することはありませんでしたが、『最悪の時はいつでも逃げられる』というリスクヘッジが、12時間勤務2交代制のロビーケアという激務の職員を支えることができたのだと思います。

事業継続に不可欠なものとして、最も優先すべきものは人と金です。人について、当会は現在のところコロナ禍の大きな影響は受けていませんが、今ここで働いている職員は精神的に相当疲弊しています。特に訪問系は“自分が感染源となって拡散してしまったら、施設に持ち込んでしまったら”という恐怖の中に常に置かれています。施設全体の感染予防責任者となる医療系は、業務的にも精神的にも更にプレッシャーを感じているでしょう。こうした職員への理解と対応を、物心両面から目に見える形で取り組む必要があります。

次にお金です。当会は減収していませんが、4月に資金の借入を実行しています。必要資金の想定額は6か月収入がゼロの時を想定しました。

最悪を想定し必要なものをリスト化します。次に準備不可や足りないものは代替策や他事業者等との相互融通などを検討します。その上で、様々な公的支援を活用することも必要ですが、補助金、助成金に該当させることを優先させ、原理原則を外すことがあってはなりません。私達の提供しているサービスの停止は利用者の命に関わります。地域の同業者と万が一の場合の相互支援の連携体制を予め確立しておくことも必要です。

私達にはコロナをコントロールすることはできませんが、他にできること、やるべきことは無限にあります。ICT活用などの新しい取り組みやこの際止めるべき事など、今まででできなかったことに取り組む良い機会としましょう。私達の訪問を待っている人達、提供サービスを頼りにしている人達がいる限り決して諦めないで下さい。

メディカル・マネジメント・プランニング・グループ(MMPG) 医療・福祉・介護経営支援に特化した全国の税理士・公認会計士で組織されているコンサルタントグループです。医療・福祉・介護経営でお困りの方はご相談ください。(お問合せ先:03-6721-9763 担当:老沼)



東京海上日動火災保険株式会社 営業企画部 地方創生・健康経営室



「職員が疲れていて、社内に活気がない」「なかなか新しい職員が採用できない」…こんな悩みはありませんか？最近、職員の健康と会社の活力を高める「健康経営」※1に取り組む法人が増えています。

みなさまのお悩みや課題の解決に繋がる「健康経営」を始めてみませんか？

1. 「健康経営」と「健康経営優良法人認定制度」

経済産業省によると、「健康経営とは、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらし、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。」と定義されています。

また、優良な健康経営を実践している企業等を「健康経営優良法人」として顕彰する制度として「健康経営優良法人認定制度」※2があります。経済産業省が制度設計を行い、日本健康会議が認定しています。「健康経営優良法人認定制度」は2017年に第1回を開始して以来、毎年申請数・認定法人数が増加しており、第4回となる「健康経営優良法人2020」では、全国で6,291法人が認定されています（2020年8月3日現在）。社会福祉法人においては、全国で57法人が認定されており、前年度と比較すると2倍以上の社会福祉法人が「健康経営」に取り組んでいます。

2. 国や地方自治体による「健康経営優良法人」に対するインセンティブ・支援策

全国で「健康経営」に取り組む法人が増えていることを受け、国や地方自治体等において「健康経営優良法人」に対するインセンティブ等の支援策が創設されています。

■国によるインセンティブ・支援策の一例

- ①法務局出入国在留管理庁
「在留資格審査手続きの簡素化」
- ②厚生労働省公共職業安定所
「ハローワークの求人票」

■地方自治体によるインセンティブ・支援策の一例

- ①中小企業融資制度における貸付利率の引き下げなど
- ②中小企業に対する補助金優遇

この他、公共工事や公共調達等の入札における加点点評価、自治体独自の認定表彰制度への優遇等の支援策もあります。詳細は各自治体のホームページ等でご確認ください。

3. 「健康経営優良法人2021」

「健康経営優良法人2021」の認定に向け、2020年8月24日より受付が開始されました。前述のとおり、「健康経営優良法人2020」では認定法人数が6,291法人となり、すそ野が拡大しています。「健康経営優良法人認定制度」の評価項目を参考に法人としての取り組みを確認し、現状や課題を把握することをお勧めします。



※1「健康経営」は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。

※2「健康経営優良法人認定制度」の詳細は経済産業省のHPでご確認ください。

https://www.meti.go.jp/policy/mono_info_service/healthcare/kenkoukeiei_yuryouhouzin.html

「健康経営」の取り組みや「健康経営優良法人認定制度」については、福祉施設共済会までお気軽にお問い合わせください。東京海上日動火災保険株式会社と連携しご支援をさせていただきます。

「オ・ア・シ・ス通信アンケート」の結果について

『オ・ア・シ・ス通信』発行デスク

1. アンケートの実施について

地域の福祉現場で活躍されている皆様の「現場の声」を活かしながら、今後のより良い冊子づくりを目的として、令和2年1月～2月にかけて、「オ・ア・シ・ス通信アンケート」を実施し、222法人から回答を頂戴しました。

お忙しいなかご回答いただいた皆様には心より御礼申し上げます。

「今後希望する記事・特集」「オ・ア・シ・ス通信に関する意見・要望」について主なご意見をとりまとめましたのでご報告いたします。

2. 「今後希望する記事・特集」の主なご意見

キーワード	希望する内容	件数
職員の確保	採用(外国人含む)、定着、処遇改善、育成など。	29
保育園の特集	処遇改善、無償化、危機管理、防災チェックなど。	24
現場の事故例とリスクマネジメント	苦情対応、クレーマー対応、防犯、現場の声など。	20
働き方改革への対応	簡素化、有給休暇取得、ローテーション、各法人の取組み、現場の声など。	12
自然災害事例の特集	現場の体験事例、ベストな対応、現場の声など。	11

3. 「オ・ア・シ・ス通信に関する意見・要望」の主なご意見

ご意見	ご意見の内容	件数
参考になった	内容が興味深くわかり易くまとめてある、知らない情報を得る事ができ今後に活かせる、内部研修の資料として使える。	47
誌面が読みやすい	読みやすい、カラーで良い、楽しく読めるなど。	20
情報量を増やしてほしい	ページ数の増大、情報源の公開(紹介)など。	7
SDGsに興味がある	興味があり良かった、今後も継続して掲載を希望する、事業計画にリンクさせるなど。	5

※今後も皆様方から頂戴した「現場の声」を可能な限り記事に活かしながら、時宜を捉えた冊子づくりや情報発信に努めてまいります。

◆「オ・ア・シ・ス通信」に関する皆さまのご意見・ご感想をお待ちしております。

【編集・発行】



株式会社福祉施設共済会



〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目5-6 TEL:03(5466)0881 mail:fs-kyousaikai@fs-k.jp http://www.fs-k.jp